

平成26年の火薬類取締法関係事故について

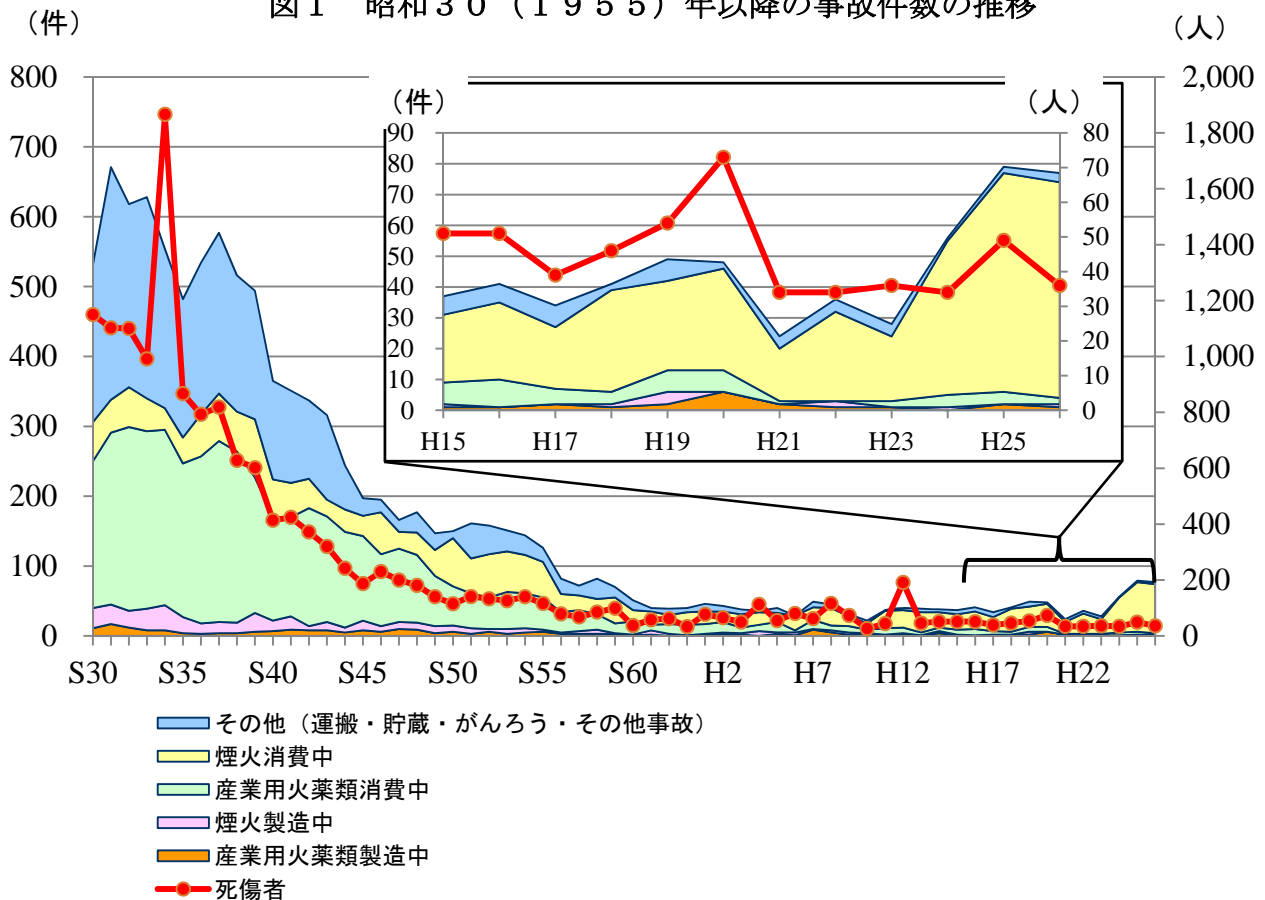
平成27年3月18日
 商務流通保安グループ
 鉦山・火薬類監理官付

1. 災害発生の推移、事故概要等

① 災害発生件数は、1956年（昭和31年）の671件をピークに減少し、近年は40件前後で推移していたが、平成24年は56件、平成25年は79件、平成26年は77件に増加している（図1、2参照）。

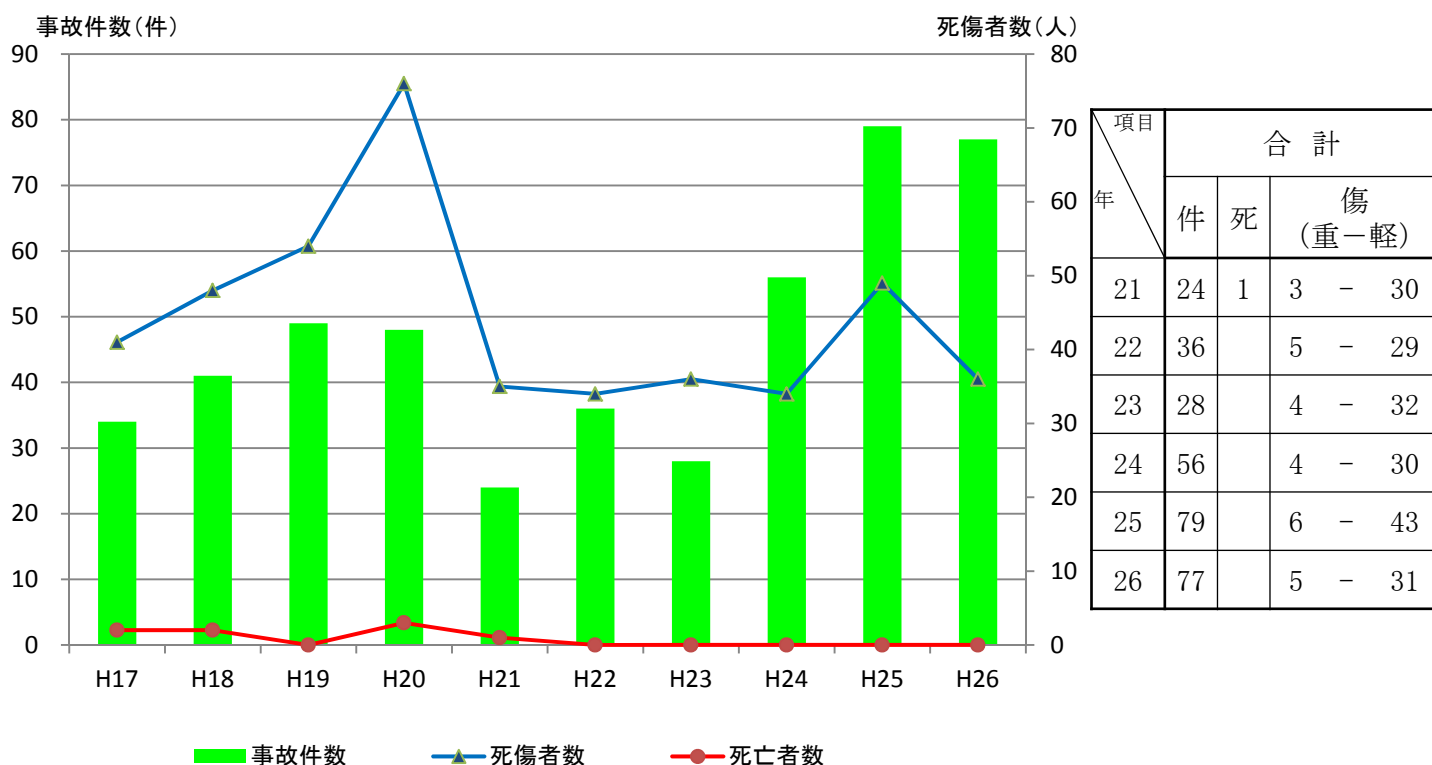
② また、人身被害については、災害発生件数の減少に伴い、死傷者数も年々減少しており、1960年までは千名を超えていた死傷者数は、近年では概ね40名前後で推移している。また、このうち死亡者数は、1980年以降、ほとんどの年で1桁台、直近の5年間発生していない（図1、2参照）。

図1 昭和30（1955）年以降の事故件数の推移



③ 直近10年間、A級※相当の事故は発生していない（図2参照）。

図2 直近10年間（平成17（2005）年～平成26（2014）年）の事故件数の推移



※事故の分類

[A級事故]

- ・死者5名以上
- ・死者及び重傷者が合計して10名以上
- ・死者及び負傷者が30名以上
- ・甚大な物的損害が生じたもの、等

[B級事故]

- ・死者1名以上4名以下
- ・重傷者2名以上9名以下
- ・負傷者6名以上29名以下
- ・多大な物的損害が生じたもの
- ・同一事業所において、事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したもの、等

[C級事故]

- ・A級事故及びB級事故以外の事故

（火薬類事故措置マニュアルより）

④ 平成26年、A級事故はなかったが、3件のB級事故が発生している（表1参照）。

⑤ 平成26年の事故発生状況は表2の通り。事故件数77件のうち、70件ががん具煙火を含む煙火の消費に関する事故であった。その他、産業火薬の製造や、発破等の消費中の事故が発生している。

表1 平成26年B級事故概要

取扱	発生日時	発生場所 都道府県	死者	負傷者		級	事故概要
				重	軽		
消費中	7/20 20:20頃	愛知県 蒲郡市	0	0	0	B	<p>花火大会において、海上の打揚台船4隻により、30号玉4発を各台船で1発ずつ消費中に、3発目に筒ばねが発生し台船上の機材が破損した。</p> <p><u>※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。</u></p>
消費中	7/26 20:29頃	岐阜県 大垣市	0	0	0	B	<p>花火大会において、演目最後の20号玉を打ち揚げたところ、煙火の火の粉が消えず地上まで落下し、打揚位置から約200m（安全距離内）の河川敷の草木に着火した。</p> <p><u>※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。</u></p>
消費中	9/12 18:34頃	大阪府 大阪市	0	0	1	B	<p>テーマパーク施設の野外ショーにおいて、パーク内6ヶ所の屋上で演出効果用煙火を消費したところ、残滓が風に流され、消費位置から約10m（安全距離外）の観客の目に入り熱傷した。</p> <p><u>※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。</u></p>

表2 平成26年事故総括表

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数			
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)			計
①製造中	産業火薬	1	} 2	0	} 0	0	-	0	} 0 - 1
	煙火	0		0		0	-	0	
	がん具煙火	1		0		0	-	1	
②消費中	産業火薬	2	} 72	0	} 0	0	-	1	} 4 - 26
	煙火	58		0		4	-	22	
	がん具煙火	12		0		0	-	3	
③運搬中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0	
	がん具煙火	0		0		0	-	0	
④貯蔵中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0	
	がん具煙火	0		0		0	-	0	
⑤がんろう中	産業火薬	0	} 0	0	} 0	0	-	0	} 0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0	
	がん具煙火	0		0		0	-	0	
⑥その他事故	産業火薬	2	} 3	0	} 0	1	-	3	} 1 - 4
	煙火	1		0		0	-	1	
	がん具煙火	0		0		0	-	0	
合計	産業火薬	5	} 77	0	} 0	1	-	4	} 5 - 31
	煙火	59		0		4	-	23	
	がん具煙火	13		0		0	-	4	

注)煙火はがん具煙火を除く。

2. 事故発生防止に関する主な施策

① 学校活動における火薬類の取扱いに関する注意喚起

平成22年9月、学校活動における火薬類の取扱いについて、類似の災害の防止に向け、文部科学省から学校関係者に対する注意喚起が行われた。しかしながら、その後も学校活動における火薬類の事故は5件発生し、依然として生徒による火薬類の製造中の事故が発生していること及び災害発生時の警察等への報告の遅延が生じていることから、今後、このような事故の再発及び報告の遅延を防止するため、18歳未満の者による火薬類の取扱いの禁止等について、文部科学省から各都道府県の教育行政機関等を通じ、教員をはじめとする学校関係者に対し、周知されるよう依頼した。【別添1】

② 動物駆逐用煙火の取扱いに関する注意喚起等

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって、打揚式動物駆逐用煙火の使用中に、持ち手付近が破裂し手などを負傷する事故が平成26年に複数回発生したことから、同煙火の製造業者に対し再発防止策の検討、実施を要請するとともに、関係省（環境省、農林水産省）、都道府県、関係団体等を通じ煙火取扱者に対する注意喚起を依頼した。また、同煙火取扱いに関するポスターを作成し、同様の事故を防止するため、煙火取扱者への注意喚起を促した。【別添2、3、4】

<参考> 動物駆逐用煙火の事故概要

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

【平成26年8月7日】

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（1名が軽傷）

【平成26年10月24日】

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（1名が軽傷）

【平成26年10月29日】

神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙（連続発射式）を手持ち用ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

経済産業省

26 鉱火第5号
平成26年5月12日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 早川 俊章 殿
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 塩見 みづ枝 殿
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室長 望月 禎 殿
文部科学省高等教育局専門教育課長 牛尾 則文 殿

経済産業省商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官 吉野 潤

学校活動における火薬類の取扱いについて（依頼）

標記の件については、平成22年9月9日付け22保安第18号「学校における火薬類を用いた実験について（周知依頼）」をもって、累次の災害の防止に向け、学校関係者に対する周知依頼を行い、貴省において周知等が行われたところです。

しかしながら、その後も学校活動における火薬類の事故は5件発生し、依然として生徒による火薬類の製造中の事故が発生していること及び災害発生時の警察等への報告の遅延が生じていることは、誠に遺憾です。

つきましては、今後、このような事故の再発及び報告の遅延を防止するため、下記の事項について、貴職から各都道府県の教育行政機関等を通じ、教員をはじめとする学校関係者に対し、周知されるよう依頼します。

記

1. 18歳未満の者による火薬類の取扱いの禁止について

火薬類取締法（以下「法」という。）により、18歳未満の者は、原則、火薬類の取扱いは出来ません。特に、火薬の調合作業は例外なく禁止されています。また、何人も、18歳未満の者に火薬類の取扱いをさせてはならないと規定されています。

2. 火薬類の危険性に関する十分な知見

教員等が火薬類を用いた演示を行う場合は、実験で使用する火薬類の性質及び取扱い上の注意事項等について十分認識した上で、危害予防措置を適切に実施し、安全に行ってください。

3. 安全の確保について

教員等による演示を行う際には、万一爆発しても被害を最小限に止め、人的損傷の無いよう特に配慮し、保安のための空間が十分確保できる場所において行ってください。

4. 火薬類の廃棄について

教員等による演示で消費し切れなかった火薬類を廃棄する場合は、適切な方法で廃棄をしてください。適切な廃棄を行わなかったことで、負傷者が出た例もあります。

5. 事故の通報について

学校において発生した事故は、速やかに警察に届け出てください。近年、保護者からの連絡により初めて事案を覚知する例が後を絶ちません。教員等学校関係者におかれましては、再発防止の観点から、必ず実施してください。

また、都道府県の学校教育関係部署におかれましては、学校での火薬類の事故を把握したときは、速やかに火薬類保安担当部署へ連絡を行うとともに、原因分析等の情報共有に御協力いただきますようお願いいたします。

<参考1>

中学校及び高等学校における事故例

○平成23年7月15日 東京都（生徒1名軽傷）

学校内の競技部用ロッカーに保管されていた競技用紙雷管の保管確認を行うため、紙雷管を収納していた箱の蓋を開け中身を確認後、蓋を閉めた際に箱の中に保管されていた30粒程度の紙雷管すべてが爆発した。（事故届出遅延）

○平成23年9月24日 東京都（生徒1名軽傷）

文化祭における化学部の実験披露のための準備中、生徒が過塩素酸カリウムと赤リンを混合していたところ爆発したもの。（事故届出遅延）

○平成25年7月31日 長野県（生徒1名重傷、軽傷8名）

中学校の体験学習行事として行われたキャンプファイヤーにおいて教諭の打ち揚げたがん具煙火、（20時32分頃に打ち揚げた）2本のうち、1本から発射された花火が観覧する生徒席手前で開発し、薬玉が生徒に当たり重傷等を負った。（事故届出されず。）

○平成25年10月3日 兵庫県（生徒1名軽傷）

中学1年生の男子生徒が黒色火薬の燃焼実験をするため、木炭、硫黄、アルミニウム及び塩素酸カリウム（計数g程度）を蒸発皿に入れて乳鉢で混合したところ爆発した。生徒は両手に軽傷の火傷を負った。物的被害はなかった。

○平成26年3月18日 高知県（生徒1名重傷）

中学の理科授業における実験中に、花火の成分となる化学試料を乳鉢に入れて強くかき混ぜたことにより発火し、生徒1名が顔や手に重度の火傷を負った。（事故届出されず。）

<参考条文>

火薬類取締法関係条文

火薬類取締法（抄）

（製造の許可）

第三条 火薬類の製造（変形又は修理を含む。以下同じ。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）第二条に規定する対人地雷及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二条第一項に規定するクラスター弾等の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。

第四条 火薬類の製造は、前条の許可を受けた者（以下「製造業者」という。）でなければ、することができない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、経済産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りでない。

（取扱者の制限）

第二十三条 十八才未満の者は、火薬類の取扱いをしてはならない。

2 何人も、十八才未満の者又は心身の障害により火薬類の取扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者として政令で定めるものに、火薬類の取扱いをさせてはならない。

3 前二項の規定は、がん具煙火の譲渡、譲受又は消費、火薬類を包装する作業等の危険の少ない取扱いであつて経済産業省令で定めるものについては、適用しない。

（事故届等）

第四十六条 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、左の各号の場合には、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき。

火薬類取締法施行規則（抄）

（無許可製造数量）

第三条 法第四条 但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、左の各号によるものとする。

一 理化学上の実験または医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算二百グラム以下

(危険の少ない取扱いの指定)

第八十四条 法第二十三条第三項の規定により十八才未満の者が行い、又は十八才未満の者に行わせることができる危険の少ない取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬または爆薬の製造作業のうち、次に掲げるもの
 - イ 火薬または爆薬の手てん薬作業および包装作業
 - ロ 推進薬のレストリクター付け作業
 - ハ 無煙火薬または推進薬の検査作業
- 二 煙火（がん具煙火を除く。）の製造作業のうち、次に掲げるもの
 - イ 外殻準備作業
 - ロ 外殻はり付け作業
 - ハ 完成したものの外部仕上げ作業
 - ニ 仕掛煙火の焰管取り付け作業（導火取り付け作業を除く。）
 - ホ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のてん薬作業
 - ヘ 乾状の火薬、爆薬、火薬もしくは爆薬の露出している半成品、引き玉または外殻はり付け前の煙火以外のものの運搬作業
 - ト 包装作業
- 三 競技用紙雷管または信号焰管の消費
- 四 模型ロケットに用いられる火薬類（第一条の五第七号及び第八号の規定により定められるがん具煙火を除く。）の消費
- 五 がん具煙火の製造作業以外の取扱い
- 六 がん具煙火の製造作業のうち、次に掲げるもの
 - イ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のみを使用して行なう紙より作業およびてん薬作業
 - ロ 湿状の火薬のみを使用して行なう造粒作業および塗薬作業
 - ハ 湿状の爆薬を使用して行なう第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火の紙巻き作業
 - ニ 乾状の火薬、爆薬、火薬もしくは爆薬が露出している半成品または引き玉以外のものの運搬作業
 - ホ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のみを使用したものの乾燥作業
 - ヘ 火薬または爆薬の露出していないものの仕上げ作業および外装作業
 - ト 包装作業および組合せ作業
- 七 煙火以外の火工品の製造作業のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 原料爆薬の計量作業、圧さく作業および溶てん作業
 - ロ 導爆線の圧延作業および含薬作業
 - ハ 工業雷管の掃除作業
 - ニ 弾薬の製造作業

ホ 導火線以外のものの収函作業

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第六条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る国際競技に用いる銃砲に使用する火薬類の取扱い

九 特定手筒煙火の消費（十六歳以上の者が、経済産業大臣が定める基準により行うものに限る。）

平成 26 年 7 月 25 日

動物駆逐用煙火(連続発射式)の取扱いにご注意ください！

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故がこれまでに4件発生しました。(昨年度2件に引き続き、本年7月に2件発生。)

当該煙火は、原則、地上に固定するなどして使用し、やむを得ず手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

経済産業省では使用者に対し、取扱い時の注意を喚起するとともに、関係省、都道府県、関係団体等を通じて煙火を取り扱う者に対するの注意喚起の周知を再度依頼しました。

1. 事案の概要

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故がこれまでに4件発生しました。(以下、「参考」参照。)

2. 注意事項

動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用に際しては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、以下の注意点を厳守して使用してください。

(1) 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。

(2) やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。その際には、以下の点を厳守願います。

・専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。

・使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。

・専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

(3) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火(5連発式)、製品名「駆除雷5発」(2012年5月中国製)については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。(販売元((株)ライズ)連絡先:086-295-1179)

3. 当省の対応

本件について、経済産業省では、本日付けをもって、(株)芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対し、販売先で当該煙火を手で持たないなど適切な使用を行うことを要請しました(別添1)。

また、動物駆逐用煙火(連続発射式)の輸入販売業者に対し、販売先に、使用方法などを遵守するように周知を行うことを求めました(別添2)。

さらに、事故防止に万全を期するため、関係省、都道府県、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会を通じ、関係者への周知を依頼しました。(別添3、別添4、別添5)

経済産業省としては、引き続き原因調査を進め、再発防止に向けた対応策の検討を進めてまいります。



(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官 吉野
担当者: 福原、太田、池田(秀)

電話: 03-3501-1511(内線 4961)

03-3501-1870(直通)

(参考)

【平成 25 年 11 月 13 日】

岡山県において、猿の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用ホルダー(プラスチック製)に入れて点火したところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。(1名が軽傷)

【平成 25 年 12 月 15 日】

山口県において、猿の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで点火したところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。(1名が重傷)

【平成 26 年 7 月 12 日】

福島県において、熊の駆逐のため(株)芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。(1名が重傷)

【平成 26 年 7 月 14 日】

福島県において、熊の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダー(ステンレス製)に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。
(1名が軽傷)

経済産業省

26 鉱火第12号

平成26年7月25日

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工

代表取締役 芳賀 静 宛て

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官 名

貴社販売製品の動物駆逐用煙火（閃光雷）について（要請）

貴社が販売する動物駆逐用煙火「閃光雷」の使用中に、使用者の手中で製品が破裂し、指を欠損する火薬類の事故が本年7月12日に発生しております。

については、速やかに「閃光雷」の販売先の使用状況（残存数）を確認し、残存がある場合は、手に持たないまたは専用ホルダーを使っていることを確認してください。確認の結果を商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付まで報告することを要請します。

経済産業省

26 鉱火第12号
平成26年7月25日

販売事業者 宛て

経済産業省商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官 名

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに4件発生しています。（下記参照）。

今後、同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、次頁について、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴社におかれましては、動物駆逐用煙火（連続発射式）の販売先に対し、次頁についての周知徹底を行っていただくとともに、消費する者における同様な事故防止のための措置を図っていただくようお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

以上により、消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますようお願いいたします。

記

1. 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。 その際には、以下の点を厳守願います。
 - (1) 専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
 - (2) 使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。
 - (3) 専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
 - (4) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（株）ライズ）連絡先：086-295-1179）

経済産業省

26 鉱火第12号
平成26年7月25日

関係省 宛て

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに4件発生しています。（下記参照）。

今後、同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、次頁について、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、次頁についての周知徹底をお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

以上により、消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますようお願いいたします。

記

1. 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。 その際には、以下の点を厳守願います。
 - (1) 専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
 - (2) 使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。
 - (3) 専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
 - (4) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（株）ライズ）連絡先：086-295-1179）

経済産業省

20140723 商局第5号
平成26年7月25日

都道府県知事 宛て

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに4件発生しています。（下記参照）。

今後、同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、次頁について、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、次頁についての周知徹底をお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

以上により、消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますようお願いいたします。

記

1. 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。 その際には、以下の点を厳守願います。
 - (1) 専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
 - (2) 使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。
 - (3) 専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
 - (4) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（株）ライズ）連絡先：086-295-1179）

経済産業省

20140723 商局第5号
平成26年7月25日

関係団体の長 宛て

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 名

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに4件発生しています。（下記参照）。

今後、同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、次頁について、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下の会員に対し、次頁についての周知徹底をお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

以上により、消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますようお願いいたします。

記

1. 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。 その際には、以下の点を厳守願います。
 - (1) 専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
 - (2) 使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。
 - (3) 専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
 - (4) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」（2012年5月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（株）ライズ）連絡先：086-295-1179）